

4 大学、短期大学、高等専門学校等卒業者の取扱いについて

令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業予定者の採用・就職活動に係る取扱いについては、経済団体、関係府省、大学等において議論を行い、令和6年度と同様に、企業等においては、「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」により、また大学等においては、「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」により取り扱われることになりました。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和7年度の大学等卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われるよう、採用維持・促進、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めていく方針です。